



経済社会回復発展プログラムに関する
決議RESOLUTION 11/NQ-CP、およ
び、経済社会回復発展プログラムを支
援する財政金融政策に関する国会決
議RESOLUTION 43/2022/QH15によ
る税額減免措置を規定する政令
DECREE 15/2022/ND-CP

2022年2月



2020年の年初に始まったコロナ禍は複雑な様相を呈しており、その影響は経済全般へ及び、多岐にわたる社会生活の分野や毎年そして2021年から2025年までの5カ年計画における経済社会発展の各種目標、指標、任務の実現可能性に対して甚大な悪影響を与えています。経済安定化および社会保障の維持を目的とする企業や経済組織の事業活動回復支援策および経済の成長要因刺激策として2022年1月30日付け決議Resolution No.11が政府から公布されました。

同時に、国会決議Resolution 43/2022/QH15の採決を受けて、この決議Resolution 43/2022/QH15が定める各種税金の減免政策、それに伴うインボイス発行や税務申告納税の円滑的かつ早期の実施、また、これらの全国での統一的な展開のための政令草案が財政省により迅速に用意されて、2022年1月28日付け政令Decree 15/2022/ND-CPとして公布されました。

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、経済社会回復発展プログラムへの支援政策に関する議決Resolution No.11、および、各種税金の減免政策に関する政令Decree 15/2022/ND-CPにおける重要事項についてまとめました。以下の内容をご参照下さい。





規定	適用対象	支援政策	適用期間	注記
Resolution No. 11	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コロナ禍の影響を被った国民、労働者。 ✓ 企業、合作社、個人事業主。 ✓ 経済の回復・発展の要因となる各業界・分野。 	<p>税金・手数料の減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 付加価値税: Decree 15のガイダンス(下記)をご参照。 ✓ 環境保護税: 飛行燃料に対して50%減税されます。 ✓ 法人所得税: Decree 15のガイダンス(下記)をご参照。 ✓ 土地リース料、水面リース料: 国家から直接リースを受けている組織、単位、企業、世帯、個人に対して、30%減額されます。 ✓ 登録手数料: 国内製造・組立の四輪車に関する登録手数料が50%減額されます。 	主として2022年から2023年までの2年間で実施	
		<p>納付期限の延長</p> <p>法人所得税、個人所得税、付加価値税、特別消費税および土地リース料の納付期限が延長されます。施行細則となる政令草案が財政省により準備されています。</p>		2022年



規定	適用対象	支援政策	適用期間	注記
<p>Decree No. 15</p>	<p>税率10%が適用されている物品・サービス。但し、以下の物品・サービスを除きます：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通信、金融、銀行、証券、保険、不動産事業、金属およびプレハブ金属製品、鋳物製品、コークス、精製鋳油、化学製品など。詳細は第1表をご参照。 ✓ 特別消費税の課税対象となる物品・サービス。詳細は第2表をご参照。 ✓ 情報技術に関する法令による情報技術製品。詳細は第3表をご参照。 	<p>付加価値税の減額：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 控除法による付加価値税の納税者：付加価値税率8%が適用されます。 ✓ 売上に対する比率による付加価値税の納税者：インボイス発行時に付加価値税の計算根拠となる比率が20%減額されます。 	<p>2022年2月1日から2022年12月31日まで</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 付加価値税の申告に際して、第4表の様式01により対象物品・サービスを申告します。 ✓ 第1表から第3表までの物品・サービス名は、ベトナム標準産業分類体系および(輸入貨物の場合)HSコードに基づいて照合して下さい。
	<p>法人所得税法の規定により法人所得税の納税者となる企業・組織。</p>	<p>法人所得税 本政令が規定する支援金・援助金の受取機関を通じたコロナ禍対応活動に対する企業・組織による支援金・援助金が、法人所得税計算に際して損金として認められます。</p>	<p>2022年税務年度</p>	<p>支援金・援助金の確認書類には第4表の様式02に基づく支援金・援助金受領確認書が含まれます。</p>

上記支援策の内容を注意深く確認して、自社が優遇を受ける対象となるのかなど規定を精査することをおすすめ致します。上記支援策の適用に際して手続き実施過程でご不明の点などございましたら、ご遠慮なく弊社Grant Thornton Vietnamの専門家へお問い合わせ下さい。



QRコードをスキャンして税務のニュースレターを受け取り、
最新の税務情報を更新いただければと存じます。

SCAN ME



Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn

Hoang Khoi

National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com

Masanobu Taniguchi

Senior Manager – Japanese Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

Bui Kim Ngan

Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 24 3850 1620
E du.nguyen@vn.gt.com

Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing
D +84 327 345 053
E Vishwa.Sharan@vn.gt.com

Hoang Viet Dung

Director - Tax and Transfer Pricing Services
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Director
D +84 28 3910 9233
E mongvan.tran@vn.gt.com

Nishina Jin

Director – Japanese Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com

Nguyen Thu Phuong

Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com

Lac Boi Tho

Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com

© 2022 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.